

## 税効果会計における税率は国会成立日基準へ

企業会計基準委員会は、年内に公表予定の「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」において（本稿をお読み頂いている時点では、既に公表されているかもしれませんが）、税率が変更された場合における税効果会計適用税率について言及しています。

それは、「公布日基準」から国会における「成立日基準」へ変更するというものです。すなわち、繰延税金資産等において、「決算日において国会で成立している税法に規定されている回収または支払が行われると見込まれる期の税率による」ということです。

当該案が確定すれば、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する事業年度末から適用される予定です。

また、論点であった、「改正地方税法が決算日までに国会で成立しているが、当該改正地方税法を受けた改正条例が決算日までに各地方公共団体の議会で成立していない場合」の住民税（法人税割）、及び事業税（所得割）については、次のような取扱いが示されています。

### ①改正前の条例において標準税率で課税することを規定しているとき

当該場合は、改正地方税法に規定されている、繰延税金資産等の回収または支払が行われると見込まれる期の標準税率を使用します。

### ②改正前の条例において超過課税による税率で課税することを規定しているとき

当該場合は、改正地方税法に規定されている、繰延税金資産の回収または支払が行われると見込まれる期の標準税率に、条例改正前の超過課税による税率が地方税法改正前の標準税率を超える差分を考慮した税率を使用します。

この点、上記の税率算定方法としては、原則として、次のいずれかによるものとされています。

（i）改正地方税法に規定されている標準税率に、改正前の条例に規定されている超過課税による税率が改正前の地方税法の標準税率を超える数値を加えて算定する方法。

（ii）改正地方税法に規定されている標準税率に、改正前の条例に規定されている超過課税による税率における改正前の地方税法の標準税率に対する割合を乗じて算定する方法。

上記の（i）、（ii）のいずれでも、計算結果が、改正地方税法に規定されている制限税率を超える場合には、当該制限税率によるものとされます。

また、改正地方税法が決算日までに国会で成立していない場合は、「改正前の地方税法を受けた条例に規定されている回収または支払が行われると見込まれる期の税率（標準税率または超過課税による税率）による」との取扱いが示されています。

以上